

環境会計ガイドライン改訂検討会設置要領

1 目的

環境保全に関する事業活動の発展は、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成する上で重要であり、その積極的な取組が期待される。

事業活動における環境保全コストとその効果を定量的に把握・公表する「環境会計」の仕組みは、事業者の効率的で効果的な環境投資等を促進するとともに、社会との適切なコミュニケーションのための、環境政策の上でも重要な意義を有する。

このため、現在開発途上にある環境会計を企業に係る環境情報システムの一つとして確立するために必要な事項について検討を進めることを目的として、環境会計ガイドライン改訂検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

- (1) 「環境会計システムの導入のためのガイドライン（2000年版）」を充実発展させる形でガイドラインを改訂すること
- (2) 環境会計の促進のための手法の確立について
- (3) その他環境会計に関連する事項

3 組織等

(1) 検討会

検討会は、上記検討事項に関連する学識経験者等のうちから、総合環境政策局長が委嘱する者をもって構成する。

検討会に座長をおき、検討員の互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

検討会は必要に応じて、小委員会を設けて必要な検討を行うことができる。

(2) その他

検討会は必要に応じて検討員以外の学識経験者、事業者等の出席を求めることができる。

会議の庶務は、環境経済課が行う。

4 期間

平成13年9月5日から平成14年3月31日までとする。

